

2024年能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

## 被災された方へのご案内 ※裏面も続きます。

この通信でご紹介する制度には、今後変わるものもありますので、1/26時点での情報であること、ご理解ください。

### 【罹災（被災）証明書の申請を】

「罹災証明」は、災害による住宅等の被害の程度を証明する書類です。さまざまな補助や支援金、税金の減免、民間の保険などを申請するために必要となります。

#### 申請に必要な物

1. 災（被災）証明書交付申請書
2. 被災状況のわかる写真
3. 本人確認書類



金沢市 資産税課 076-220-2151

### 【住宅の緊急の修理制度について】

屋根等に被害が生じた住家に、降雨による雨漏りに対応するため屋根にブルーシート等をつける場合など、施工にかかる費用費用について補助が受けられます。

※事前申請です。  
※罹災証明が不要です。

### 【住宅の応急修理費制度について】

被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な部分の応急的な修理を行う制度です。

※事前申請です。  
※罹災証明が必要です。

期間が延長になっています！

連絡先はどちらも 金沢市 住宅政策課 ☎076-220-2553

### 【私有地のがけ地復旧工事費支援制度】

対象：能登半島地震による被害

が確認できるもの

期間：2024年12月未まで

拡充されました！

★補助要件の緩和★

高さ3m超→高さ2m超

金沢市  
道路建設課 がけ地対策室  
076-220-2612

●公共施設に隣接するがけ地

補助率3/4 → 4/5

限度額

応急工事費 900千円→1,000千円

工事設計費 1,000千円→1,200千円

●居住のある建築物に隣接するがけ地

補助率1/2→2/3

限度額

応急工事費 600千円→800千円

工事設計費 750千円→1,000千円

復旧工事費6,000千円→8,000千円

### 被災された方へのご案内

#### 【被災者生活再建支援制度】

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により著しい被害を受けた方を対象に、生活の再建を支援することを目的として、各都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金をもとに、被災者生活再建支援金が支給されます。

拡充されました！

#### 4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (被害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (被害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (被害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

こちらの対象にならない  
半壊の家屋の復旧に対し  
支援金を支給

支援金 建設・購入 100万円  
補修 50万円  
賃借 25万円

※「半壊」の世帯には市から  
ご案内が届きます。

#### 【災害弔慰金・災害障害見舞金】

##### 災害弔慰金

支給対象者

自然災害により死亡された方の遺族  
(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)  
※兄弟姉妹にあっては、配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

支給額

- ・ 生計維持者 500万円
- ・ その他の方 250万円

##### 災害障害見舞金

支給対象者

自然災害により次の障害を⇒  
受けた方

支給額

- ・ 生計維持者 250万円
- ・ その他の方 125万円

1. 両眼が失明したもの
2. 咀嚼及び言語の機能を廃した
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4. 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5. 両上肢をひざ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの
9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められるもの

#### 【漏水への上下水道料減免】

通常使用料を超える水量相当分を減免

#### 【各種社会保険料等の減免】

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料、医療保険料、保育料、児童クラブ利用料医療費、介護サービス料が、**準半壊以上は減免**になります。  
※対象者に申請書が送付されます。

金沢市企業局 コールセンター 0120-328-117

金沢市  
災害支援  
情報

## 金沢市議会議員 広田みよ

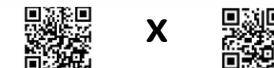
ご相談はお気軽にこちらへ 公式LINE 公式HP

金沢市役所7階 共産党市議団

TEL:076(220)2407

movieemovie@yahoo.co.jp

facebook



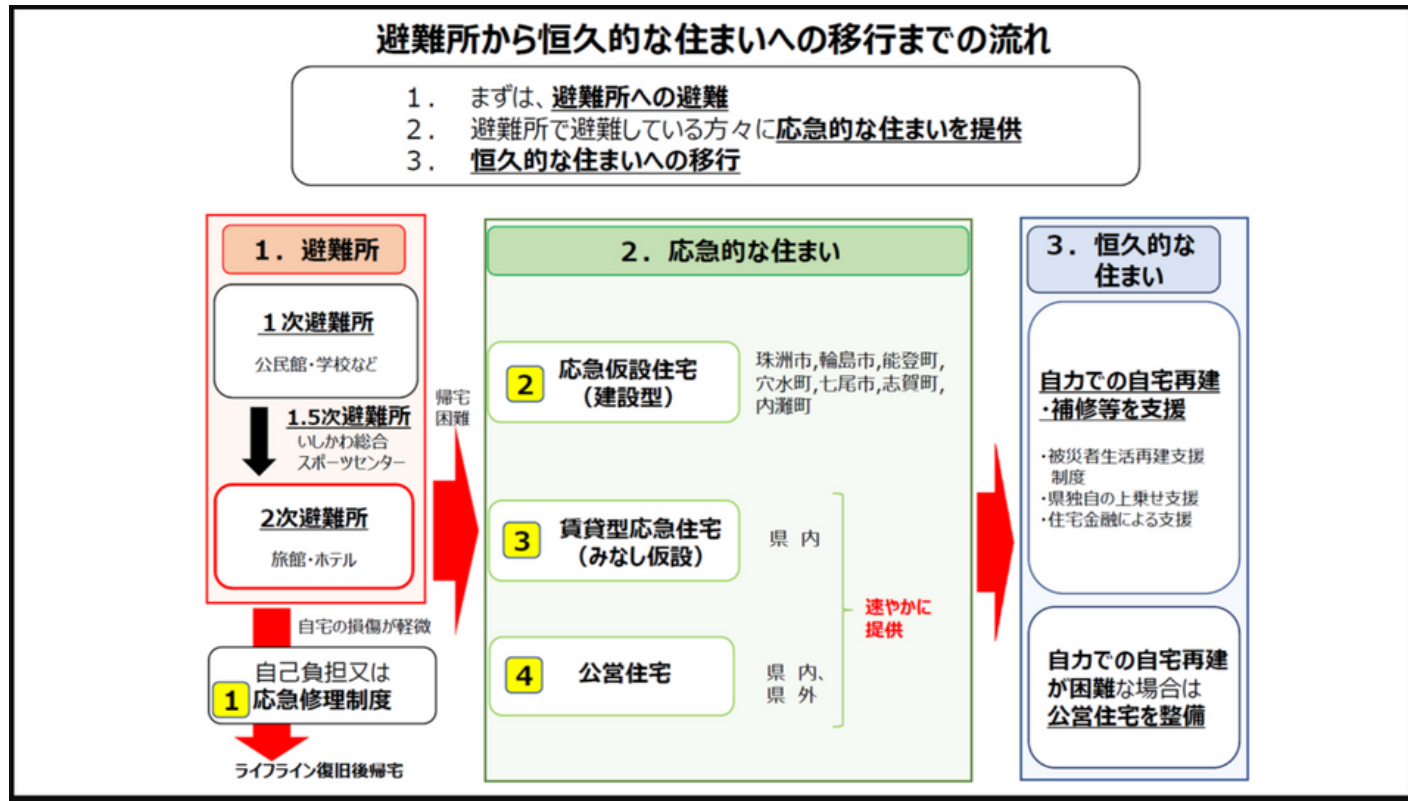
instagram

現在4期目  
あゆみ保育園・十一屋小  
・野田中・泉丘高・埼玉  
県立大学卒業  
2012年まで城北病院勤務  
(看護師・保健師)



## 避難される方へのご案内

金沢市民のみなさまから、ご家族やご親戚、ご友人の方で、能登方面から避難や住まいをしたいがどうしたらよいかと問い合わせがあります。ご参考にしてください。



県のHPから引用

## 【2次避難について】

被災地で避難をされている皆様へ

### ホテル・旅館等への2次避難について (相談受付窓口の開設)

**当分の間、水道は復旧しないことが見込まれます。**

#### ◎ ホテル・旅館へ避難可能な方

- ☑ ホテル・旅館での自立した生活が可能な方
- ☑ ご家族の介助によりホテル・旅館での生活が可能な方

自宅や仮設住宅等への入居が始まるまでの間、一時的に、被災地の避難所から、**金沢以南、または、県外のホテル・旅館に避難いただけます。**



※**宿泊料は、すべて無料**です。罹災証明は必要ありません  
食事の提供については、施設によって取扱いが異なります。

【お問い合わせ先】 **TEL.0120-266-755**

相談受付窓口 1/14 (日) 朝9:00~ 受付時間/朝9:00~夕方6:00 (土日祝対応)  
※お電話がつながりにくい場合がございます

※相談いただいた内容をお住まいの市町・県と共有し、移動や宿泊先の手配を行います。

県のHPから引用

### 石川県 2次避難所/1.5次避難所 コールセンター

**0120-266-755**

受付時間：9時～18時

※土日祝対応

石川県から  
避難の案内



2次避難されて  
いる方への  
ご案内



## 【賃貸型応急住宅の供与について (みなし仮設住宅)】

住宅に大きな被害を受けた被災者に対して、民間賃貸住宅を活用して、自己負担少なく賃貸型の応急住宅を供与する制度です。

災害時に居住する各市町の担当窓口へ直接お問い合わせください。

※ただし、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町の方は、入居を希望する賃貸住宅のある市町でも対応します。

金沢市  
住宅政策課

**076-220-2553**

金沢市  
みなし仮設住宅  
の案内



石川県  
みなし仮設住宅  
の案内



金沢市内で空き家の提供を  
お考えの方はこちらへ

金沢市本庁舎 4階  
建築指導課 空き家活用室  
**076-220-2136**

## 連絡先やホームページ

ほかにも様々な支援制度があります。

こちらのQRコードや連絡先のご活用を！

県HPから作成



### 能登半島地震 石川県庁における電話相談窓口一覧 9:00~17:45(※は18時まで、土日祝対応)

※被災地外への避難、ホテル・旅館への避難の受付に関する事	2次避難所/1.5次避難所運営事務局 コールセンター 0120-266-755	税に関する事	総務部税務課 076-225-1271
仮設住宅(民間賃貸含む)への入居、住宅再建に関する事	土木部建築住宅課 076-225-1777	教育に関する事	能登半島地震・進路・学習相談テレホン 0120-873-783
生活費などお金に関する事	健康福祉部厚生政策課 076-225-1478 石川県社会福祉協議会 076-208-3503	雇用に関する事	商工労働部労働企画課 076-225-1531
医療に関する事	健康福祉部医療対策課 076-225-1431	小規模事業者や中小企業の支援に関する事	商工労働部経営支援課 076-225-1525 石川県商工会連合会 076-268-7300
健康に関する事	健康福祉部健康推進課 076-225-1458	農林水産業の支援に関する事	(農業・畜産・林業) 県央農林総合事務所 076-239-1750 石川農林総合事務所 076-276-0528 (漁業) 石川県漁業協同組合 076-234-8815
子育て支援に関する事	健康福祉部少子化対策監室 076-225-1447	消費者トラブルに関する事	消費生活支援センター 076-255-2319
高齢者福祉に関する事	健康福祉部長寿社会課 076-225-1487	外国人の方の支援に関する事	観光戦略推進国際交流課 076-225-1382 石川県災害多言語支援センター (石川県国際交流協会) 076-262-5932

石川県  
特設  
サイト



金沢市  
特設  
サイト



内閣府  
リーフ



↑ 個別相談に応じるほか、市町等機関の窓口をご案内するとのこと。

**金沢市に要望を提出しました！ 1/16**

- ・田上新町と山の上町の一部、堀切町に避難指示が出され、住民が避難されている。早期の復旧と避難解除に努めるとともに、避難生活上の要望解決に取り組むこと。
- ・被災者用の市営住宅に早急に浴室設備と給湯器を設置すること。
- ・宿泊施設への避難者に対し、駐車料金や食事代など自己負担が生じないよう取り組むこと。
- ・市内にご家族・ご親戚を頼って避難されている方々の状況を把握し、生活や今後についての相談窓口を設けること。また、住居費や物資面などの支援が受けにくい場合、個別に支援を行うこと。
- ・被災者を受け入れた事業所に対して、人的・財政的支援を行うこと。
- ・能登からの高齢者・要介護者の被災者について、介護施設受け入れの調整担当窓口を設置すること。
- ・県や市が管轄しない、単独避難した高齢者や要介護者に対しても、きめ細やかな対応がなされるよう、地域包括や事業所ケアマネのマンパワー等の支援を行うこと。
- ・被災した要介護者を受け入れるために臨時ベッドを要望する施設には、公的に増設すること。
- ・粟崎地区では約200世帯で断水が発生し、解消までに10日間程度を要した。上下水道施設の復旧に努めるとともに、上下水道料金の減免を行うこと。
- ・本市内で被害が多くみられる、がけ地やブロック塀に関する補助制度や住宅周りの支援を拡充すること。
- ・災害救助法に基づく被災住宅の応急修理について対象範囲を広げ、資力の制限をなくし、上限額の上乗せも行うこと。
- ・本市等が行う住宅の安全調査について、対象を広げ、個別にも応じるなど、取り組みを拡充すること。
- ・金沢市民の被災された方を対象にした広報はもちろん、金沢に避難された方また避難しようとしている方、ご家族等にもわかりやすい広報に強化すること。

